

令和6年度第1回横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会 会議録	
日 時	令和6年5月24日(金)午後4時～6時40分
開 催 場 所	横浜市中心図書館 第1会議室
出 席 者	金沢委員長、小澤委員、柴田委員、竹原委員、渡邊委員
欠 席 者	なし
開 催 形 態	一部公開(傍聴者 1人)
議 題	1 委員長の選出及び委員長職務代理者の指名 2 公募書類について (1) 業務要求水準書について (2) 公募要項について (3) 評価基準項目について 3 面接審査について
決 定 事 項	1 委員長は金沢委員、委員長職務代理は小澤委員とする。 2 公募書類について (1)業務要求水準書及び(2)公募要項については、案のとおりとする。 (3)評価基準項目は、以下のとおり修正する。 ア 大項目1として「応募理由」を加える。「1 団体の状況」のうち、「応募理由」は、ここに移動する。 イ 「3 施設の管理運営に係る業務」-「図書館業務」-「基幹的なサービス」は、「貸出・返却・予約等～」と「読書や調査研究の相談等の参考業務～」の2項目を1つにまとめ、配点は15点とする。これに伴い、公募書類の事業計画書3-2-1と3-2-2は一つにまとめる。 ウ 「3 施設の管理運営に係る業務」-「図書館業務」-「読書活動推進及び横浜市図書館ビジョンの推進のための取組」は、項目名を「『横浜市民の読書活動の推進に関する条例』の基本理念を踏まえた、『横浜市図書館ビジョン』の推進のための取組」と修正する。 エ 「現指定管理期間の管理運営の実績」の項目は削除する。 オ 最低基準は、アの修正に伴い、「各大項目(1 応募理由、2 団体の状況、3 職員配置・育成、4 施設の管理運営に係る業務、5 収支計画及び指定管理料)について、…(以下案のとおり)」と修正する。 (4)事業計画書3-4の様式を一部修正する。 3 面接審査について 面接審査の案内文は案のとおりとする。 4 第1回会議の議題2以降及び、第2回・第3回の委員会は非公開で審議する。
議 事	<b>議題1 委員長の選出及び委員長職務代理者の指名</b> 金沢委員を委員長に選出。 小澤委員を委員長職務代理者に指名。

## 第1回会議の公開について

今回審議を行う公募書類には、公募に係る具体的な情報が記載されている。応募する事業者に対して公平性・公正性を担保するため、「議題2 公募書類について」以降は非公開とする。

## 議題2 公募書類について

### (1) 業務要求水準書について

### (2) 公募要項について

事務局から資料の説明。意見・質問はなし。案のとおりで確定。

### (3) 評価基準項目について

事務局から評価基準項目（案）の説明後、内容について審議。

（委員）大項目1「団体の状況」のうち、財務状況や業務実績などは客観的事実だが、応募理由はやや主観的な評価になり、評価の観点が異なる。大項目の括り方を変えられないか。

（委員長）大項目「1 応募理由」を新たに設け、この項目の中項目は応募理由だけとし、配点は元の案のとおり5点とする。以下、「2 団体の状況」「3 施設の管理運営」と、大項目の項番が繰り下げる。

（委員）3「施設の管理運営に係る業務」の「基幹的なサービス」の配点について、前回公募時は貸出・返却・予約・参考業務まで1項目で10点だった。今回は業務のボリュームに応じ、貸出・返却・予約業務の項目を10点、参考業務は切り出して5点としたという説明だったが、専門性を必ずしも必要としない前者が、後者より重みがあると捉えられる可能性がある。2つの項目をまとめ、配点を15点にしては。

（委員長）この項目は2項目を1項目にまとめ、配点は15点とする。また、事業計画書の3-2-1と3-2-2は一つの様式にまとめ、審査の視点を二つ記入する形とする。

（委員）「読書活動推進及び横浜市図書館ビジョンの推進のための取組」の項目について、まず基本的な考え方があって、それを実現するサービスがあると考えれば、この項目は表の中でもっと上、「基幹的なサービス」の次ぐらいに移動してもよいのではないか。「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」（以下、「読書条例」と記載）が読書を推進するという内容であれば、図書館ビジョンはその推進のために、図書館の機能を拡充しようというもの。この二つを同列とする書き方には違和感がある。

（委員）「基幹的なサービス」の次は、今の「蔵書構築」のままの方がよい。蔵書が構築されることによって初めて、課題解決支援サービスなどが行われる。

(委員) 項目の名称が「読書活動推進及びビジョン推進のための取組」となっている。一方「審査の視点」は「読書条例の基本理念を踏まえ～」という書きぶりになっており、ニュアンスが違うのでは。

(委員長) 「審査の視点」の記述に合わせ、項目の名称を「読書条例の基本理念を踏まえた、図書館ビジョンの推進に関する取組」と修正する。

(委員長) 「現指定管理期間の管理運営の実績」については、「指定管理者制度運用ガイドライン」の中で、評価基準項目に設けることが「できる」とされている。この項目を設けるかどうか審議したい。

(委員) 前回公募時は応募が1団体だったため、その状況を変えた方がよいのではという意見があった。

(委員) この項目は不要と考える。現指定管理者は、他の項目で実績を反映して事業提案ができる有利さがある。

(委員) この項目があると、新規事業者が応募しにくくなってしまうのでは。

(委員) 削除してよいのでは。現指定管理者がプラスに評価されるのではという想像を与えるように思う。

(委員長) この項目は削除する。

(委員) 事業計画書3-4の各項目について、最初の項目が「事業名」なのが気になる。まず理念があり、それを実現するための手段がイベントや取組なのに、理念より先に手段を聞いているように感じる。また、「取組」と「事業」は必ずしもイコールではないのでは。

(委員) 「事業名」と書くと、プロジェクトのように名前の付いた取組を指す印象。蔵書構築など、そうではない取組もある。今の様式ではそれを表現しにくいのでは。

(委員) 「事業」の記載は全て「取組または事業」と修正してはどうか。

(委員) 対象者や規模などは「具体的な取組または事業内容」の下にまとめては。

(委員) 「意図する事業の効果」は「期待される事業の効果」と修正し、利用者の目線に合わせた文言にしては。

(委員長) では、事業計画書3-4の各項目は次のように修正・整理する。

- 1 取組または事業
- 2 取組または事業の目的・必要性・背景
- 3 取組または事業の具体的な内容  
※主な対象者、実施予定時期なども含め記載
- 4 取組または事業により期待される効果
- 5 広報の考え方
- 6 収支
- 7 その他

(委員長) 評価基準項目については、これまでの意見を反映し、字句は委員長と事務局で協議しながら修正を行ったうえで確定する。

	<p><b>議題3 面接審査について</b></p> <p>事務局より、面接審査及び資料5の説明。プレゼンテーションやヒアリングの時間は、応募団体数により調整する場合がある。</p> <p>案については修正なしで了承。</p> <p><b>第2回・第3回会議の公開／非公開について</b></p> <p>第2回委員会では、面接審査や採点の進行に関する確認を行う。公開すると特定の者に利益または不利益を生じるおそれがあるため、非公開とする。</p> <p>また第3回委員会の面接審査では、企業独自のノウハウなど、通常非開示としている情報も含めてプレゼンテーションや質疑を行うため、非公開とする。</p> <p>《 議事終了 》</p>
<p>資 料 ・ 特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>資料1 横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会 委員名簿</p> <p>資料2 横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会の概要について</p> <p>資料3-1 横浜市山内図書館指定管理者業務要求水準書(案)</p> <p>資料3-2 業務要求水準書 別紙(案)</p> <p>資料4-1 横浜市山内図書館指定管理者公募要項(案)</p> <p>資料4-2 評価基準項目(案)</p> <p>資料4-3 公募要項 様式集(案)</p> <p>資料5 面接審査 案内文(案)</p> <p>2 特記事項</p> <p>令和6年度の委員会は次の日程で開催予定。</p> <p>第2回 8月27日(火) 午後2時～4時</p> <p>第3回 9月3日(火) 午後1時～5時</p>